

土地改良法（昭和24年法律第195号）第48条第9項において準用する同法第10条第1項の規定により、次の表の左欄に掲げる土地改良区が当該右欄に掲げる土地改良事業を行うことについて令和7年9月10日認可した。

令和7年9月24日

香川県知事 池 田 豊 人

土 地 改 良 区 名	土 地 改 良 事 業 名
豊浜町土地改良区	単独県費補助土地改良事業（かんがい排水事業）山木田池地区
〃	単独県費補助土地改良事業（かんがい排水事業）砥石川池地区
〃	単独県費補助土地改良事業（かんがい排水事業）姥ヶ懐池地区
観音寺市大野原町萩原土地改良区	単独県費補助土地改良事業（かんがい排水事業）寺上地区
三豊市財田町土地改良区	単独県費補助土地改良事業（かんがい排水事業）石船地区